

別紙第 24 号書式(乙)

財政融資資金貸付金元金払込書・利子払込書・領収証書
(受託業務回収用)

国庫金

右のとおり払込みます。 (納入者)	第 号	年 月 日
償還期限	債務履行の場所	日本銀行
受入科目	財政融資資金・受託業務回収金	
取扱庁	財 務 省 理 財 局	
金額	円	
貸付先の種別及び受入区分コード	貸付先コード	

◎この払込書は、帰属貸付金に係る元利金についての払込書・領収証書であり、3枚とも債務履行の場所に提出して下さい。

上記の金額を領収しました。
受領印行印

備考 別紙第 24 号書式(甲)の備考は、本書式に準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
(旧書式の使用)

第二条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○文部科学省令第二十四号

著作権法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第二百八十五号)の施行に伴い、著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)第七条の二及び第七条の五第二号の規定に基づき、並びに著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)及び著作権法施行令を実施するため、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十日

文部科学大臣 下村 博文

元利金領収控
(受託業務回収用)

国庫金

第 号	納入者	年 月 日
償還期限	債務履行の場所	日本銀行
受入科目	財政融資資金・受託業務回収金	
取扱庁	財 務 省 理 財 局	
金額	円	

上記の金額を領収しました。
受領印行印

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則(昭和四十五年文部省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「第七条の二第一項第一号」を「第七条の二第一号」に改め、同項第一号中「四十七条の二」の下に「(法第八十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同条第二項中「第七条の二第一項第二号イ」を「第七条の二第一号イ」に改め、同項第一号中「第四十七条の二」の下に「(法第八十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、同条第三項中「第七条の二第一項第二号ロ」を「第七条の二第一号ロ」に改め、同条第四項を削る。

第四条の四中「第四十七条の六(法)」の下に「第八十六条第三項及び」を加える。